

議案第33号

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第16条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

付則第2項中「。以下「平成23年特別令」という。」を削り、「第14条の」を「第14条第2項の」に、「第14条中」を「第14条第2項中」に、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、「（保証人を立てる場合にあつては、零パーセント）」を削る。

付則第3項中「及び保証人」を削り、「及び平成23年特別令第14条第3項の規定によるものとし、令第8条の規定は適用しない」を「の規定によるものとする」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の適用の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け（保証人及び利率に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。